

## 2 申込資格

市営住宅の申込資格は下記のとおりです。

### ○家族で申込みする場合

【共通申込資格】と【家族向けの条件】の全てを満たすこと。

### ○単身で申込みする場合

【共通申込資格】と【単身向けの条件】の全てを満たすこと。

#### 【共通申込資格】－（１）～（９）の全ての資格を満たすこと。

- （１） 申込日時点において、申込者本人が成年者（※注１）であること。
- （２） 申込日時点において、申込者本人が札幌市内に居住し、住民登録があること、または札幌市外に居住しているが、札幌市内の勤務先に通勤していること。
- （３） 入居しようとする方全員に持ち家（札幌市内）がなく、現に住宅に困窮していること。（※注２）
- （４） 申込日時点において、世帯の月額所得額が 158,000 円（一部住宅については 114,000 円）以下であること。ただし、一定の要件に当てはまる世帯は、金額の条件が緩和されます（17～23 ページ）。
- （５） 申込者本人が市町村民税を滞納していないこと。
- （６） 申込者本人及び同居しようとする親族（※注３）が、過去に市営住宅に入居していた場合は、未納の家賃やその他の市営住宅の使用に係る債務がないこと。
- （７） 申込者本人及び同居しようとする親族が、札幌市営住宅条例第 32 条第 1 項（第 7 号を除く）の規定による明渡しの請求を受けて過去 5 年以内に市営住宅を退去した者、または現に当該請求を受けている者でないこと。
- （８） 申込者本人及び同居しようとする親族が、入居指定日から 1 週間以内に入居できること。
- （９） 申込者本人及び同居しようとする親族が、暴力団員ではないこと（暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます）。

（※注１） 未成年者であっても、次のいずれかに当てはまる方は成年者とみなしますので、申込みが可能です。

- ① 戸籍上の配偶者がいる方
- ② 戸籍上の配偶者と死別または離婚している方

（※注２） 持ち家を手放す場合や取り壊す場合には申込みが可能です。

また、北海道胆振東部地震で被災された方で次の①～③のいずれかに当てはまる場合は、持ち家がある場合でも申込みが可能です。

- ① 持ち家が「全壊」の判定を受けている場合
- ② 持ち家が「大規模半壊」「半壊」の判定を受け、かつ、地震による土地の液状化等の被害により、持ち家を住宅として再利用できない場合
- ③ 持ち家の解体・撤去により居住できない場合

なお、当選後の資格審査の際に、持ち家なくなったことを証明する書類（登記簿謄本や売買契約書、滅失証明書等）や、り災証明書を提出していただきます。

（※注３） 市営住宅の申込みにおける親族とは、配偶者や 6 親等以内の血族、3 親等以内の姻族をいいます（配偶者には婚約者、内縁関係の方を含みます）。また、パートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けている方のパートナーは、配偶者と同じ取扱いとします。

## 【家族向けの条件】 - 共通申込資格と（10）・（11）の全てを満たすこと。

- （10） 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
- ・ 戸籍上の配偶者がいる場合は、配偶者と共に入居すること。（※注4）
  - ・ 婚約中の方は、入居指定日から3か月以内に入籍して同居できること。
  - ・ 内縁関係の方は、原則、申込日時点において同一住所で、住民票の続柄が未届けの夫または妻となっているとともに、戸籍上の配偶者がいないこと。
- （11） 4K以上の広さの住宅は4人以上で入居すること。

## 【単身向けの条件】 - 共通申込資格と（12）～（14）の全てを満たすこと。

- （12） 申込者本人に、戸籍上の配偶者がいないこと、かつ、同居する親族がいないこと。（※注4）
- （13） 申込者本人が、自炊が可能な程度の健康状態で、独立して日常生活を営めること（在宅介護等を受けて営めることを含む）。
- （14） 申込日時点において申込者本人が、次の①～⑪のいずれかに当てはまること。
- ① 60歳以上の方
  - ② 身体障害者手帳（1級～4級）の交付を受けている方
  - ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（※注5）
  - ④ 療育手帳の交付を受けている方（※注5）
  - ⑤ 戦傷病者（特別項症～第6項症または第1款症）として認定されている方
  - ⑥ 原子爆弾による被爆者の方
  - ⑦ 生活保護を受けている方
  - ⑧ 中国残留邦人等支援給付を受けている方
  - ⑨ 海外からの引揚者で引揚後5年を経過していない方
  - ⑩ ハンセン病療養所に入所していた方
  - ⑪ 配偶者（生活の本拠を共にする交際相手を含む）からの暴力の被害者で次のいずれかに当てはまる方
    - ア 一時保護または保護が終了した日から5年を経過していない方
    - イ 裁判所に申し立てをして保護命令が発令された日から5年を経過していない方

（※注4） 離婚に向け別居中の夫婦は、申込日時点において住民票で別居が確認でき、かつ、離婚の意思が確認できる場合（離婚調停中の方は、そのことを確認できる書類）に限り申込みが可能です。

（※注5） （14）のうち③・④に当てはまる方は、（13）の要件を満たしていることと市営住宅内で円満な社会共同生活ができることを確認するため、市が指定する書類を提出していただき、面接を受けていただく場合があります。面接等の結果でご入居いただけない場合がありますので、あらかじめご了承願います。

※ 東日本大震災の被災者のうち、子ども・被災者支援法に規定する支援対象地域に居住していた方については、住所要件や世帯要件が一部緩和されております。詳細については公社募集担当係（電話011-205-3071）にお問い合わせください。